

大阪府立茨木支援学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は大阪府立茨木支援学校PTAと称し、事務所を茨木支援学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、児童・生徒の心身の健全な発達を図り、教育環境整備に務めることを目的とする。

第3章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動し、自主独立のものである。

第4条 本会は、学校の活動に協力するために、これに対し意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理運営や教職員の人事に干渉するものではない。

第5条 本会は、教職員のもつ専門的研究を尊重し、その研究修養に協力して便宜を与え、その教育活動を援助する。

第6条 本会は、障害児教育の特性をよく理解する。

第7条 児童・生徒の人格を尊重する家庭教育の推進をはかる。

第4章 会 員

第8条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一 本校に在籍する児童・生徒の保護者（父母またはそれに代わる者、以下「保護者」という。）
- 二 本校に勤務する教職員

第9条 本会の会員資格を有する期間は、PTA 加入同意書の提出から卒業までとし、明確な意思表示なき場合はこの期間は自動更新とする。

第10条 入会と退会については、次のとおりとする。

- 一 本会への加入は任意であり、加入するときはPTA 加入同意書を提出する。
- 二 退会時は、PTA 退会届を会長に提出する。但し、転出による退会は届出を不要とする。

第11条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第12条 すべての本会員は、会費を納める義務を有する。

第5章 会 計

第13条 本会の会計は「大阪府立茨木支援学校PTA会計」という。前項に定める会計のほか、第2条第7号に定める目的を実施するため、「大阪府立茨木支援学校緊急対策基金会計」を別に設置し、これに関する規定は別に定める。

第14条 本会の会計は「大阪府立茨木支援学校PTA会計」という。本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。

第15条 会費は、児童・生徒、教職員1人当たり年額500円とし、定められた納期に納入する。なお、特別な場合には、役員会の承認を得て会費納入の減免を受けることができる。

第16条 予算科目を変更して会費を支出する場合は、役員会の承認を必要とする。

第17条 会費の収受等会計処理は、学校長に委任する。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 総 会

第19条 総会は、本会の最高の議決機関で、毎年、4月又は5月に招集し、役員・会計監査の選任及び予算・議案の議決、並びに決算等の承認を行う。

第20条 実行委員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

第21条 総会を開くための定足数は、全会員の2分の1（委任状を含む）以上とし、議案の議決は、出席者の過半数の賛成による。

第22条 災害時や、緊急時において総会の開催が困難な場合、書面等において審議する。なお、議決は、招集又は書面（電磁的記録を含む）により過半数の賛成による。

第7章 役 員

第23条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会 長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者）
3. 書 記 2名（保護者1名、教職員1名）
4. 会 計 2名（保護者1名、教職員1名）

第24条 役員の任期は1ヶ年とし、再選をさまたげない。

第25条 役員の任務は次のとおりとする。

- 一 会長は役員会の決議を執行し、会務全般を総括し、外部に対しては本会を代表する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- 三 書記は本会運営に関する庶務を処理し、すべての会合および会の活動状況を記録する。
- 四 会計は会のすべての金銭の収入支出を記録処理し、総会において決算書で報告し、その承認を得なければならない。会計簿はいつでも会員の閲覧に供することができるものとする。

第8章 役員会

第26条 役員会は、第19条に定める役員と校長、准校長、教頭で構成する。その他必要に応じて教職員も出席することができる。

第27条 役員会の招集者は会長とし、会長に支障のある時は副会長がこれにあたる。

第28条 役員会は本会の目的達成のために諸般の議事を審議する。

第29条 役員会の議決は役員の過半数が出席し、その出席役員の過半数をもってこれを決し可否同数なる時は議長がこれを決する。

第30条 役員会の議事については議事録を作成し、記録保存するものとする。

第9章 各委員会

第31条 各委員会の設置および改廃は役員会の議決による。

第10章 会計監査

第32条 会計監査は、役員会が選出し、総会において承認を受ける。

第33条 会計監査は、10月及び4月に定期監査を行う。また、監査の結果を総会において報告しなければならない。

11章 役員を選出

第34条 役員を選出は、会員からの立候補及び推薦により選出し、役員会に諮り、総会において承認を受ける。

第12章 個人情報の取扱い

第35条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に管理するものとする。

第13章 規約の改正

第36条 本規約は総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第14章 その他

第37条 年間における主な行事は次のとおりとする。総会、研修会、他校参観、他校PTAとの連絡協議、その他PTA活動の目的を達成するための行事等。

第38条 本会の慶弔、餞別については、別に定める。

付則

本規約は、1970年（昭和45年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、1985年（昭和60年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、1987年（昭和62年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、1993年（平成5年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、2013年（平成24年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

本規約の一部改正は、2024年（令和6年）5月18日から施行する。

本規約の一部改正は、2025年（令和7年）4月26日から施行する。